

## 新規受託項目のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では皆様のご要望にお応えするため、検査の新規拡大に努めておりますが、この度、下記項目の検査受託を開始することとなりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくご利用の程お願い申し上げます。

敬具

記

### 新規受託項目

---

- [2399] 尿中 CMV 核酸同定（新生児尿）

### 受託開始日

---

- 平成30年7月9日（月）

## 尿中 CMV 核酸同定（新生児尿）

サイトメガロウイルス（CMV）は、妊娠中の母体の感染や既感染者の再感染もしくはウイルスの再活性化により胎児に先天性疾患をもたらす危険性があるウイルスとしてよく知られています。

CMV抗体を保有していない妊婦の1～2%が妊娠中に初感染を起こし、そのなかの約40%の胎児が胎内感染に至り、さらにその20%が症候性の先天性CMV感染として出生するとされています。出生児は低体重出産をはじめ肝障害や小頭症、水頭症、網膜症などを発症し、症候性児の90%に精神遅滞や運動障害をきたすと考えられています。

また、1990年頃の妊婦の抗体保有率が90%以上であったのに対し、最近では約70%程度に低下しているというデータがあり、さらなる先天性CMV感染の増加が懸念されています。

「尿中CMV核酸同定」は新生児の尿を検体とし、尿中のCMV-DNAを正確に同定するものです。尿中のウイルス量は、血中の100～1,000倍多く存在します。また、出生後の後天的な感染では、ウイルスが尿に出現するまで3週間程度を要します。このため、後天性感染と区別し、先天性CMV感染を診断するためには、生後3週間以内に採取された尿での測定が必要です。

CMVはトキソプラズマや風疹などによる先天性感染症の総称であるTORCH症候群のなかでは最も頻度が高いとされていますが、出生後1カ月以内に適切な治療が行われると予後が改善される可能性も報告されており、迅速な診断のために本検査は大変有用と考えられます。

### 検査要項

項目コード	2399
検査項目名	尿中 CMV 核酸同定（新生児尿）
検体量/保存方法	尿 0.2mL / 凍結 <sup>*1</sup> [容器番号：55 番]
検査方法	等温核酸増幅法
基準値	検出せず
所要日数	3～10日
検査実施料	850点 <sup>*2</sup> （〔DO23〕微生物核酸同定・定量検査「14」サイトメガロウイルス核酸検出）
判断料	150点（微生物学的検査判断料）
備考	<p>*1：生後3週間以内の新生児尿を採取して下さい。 反応阻害因子の影響をできる限り避けるため、採尿は便の混入に注意して行って下さい。 （必ず専用検体としてご提出下さい。）</p> <p>*2：算定留意事項</p> <p>ア 「14」のサイトメガロウイルス核酸検出は、先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、尿を検体として等温核酸増幅法により測定した場合に、1回に限り算定できます。</p> <p>イ 先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、「14」のサイトメガロウイルス核酸検出と区分番号「DO12」感染症免疫学的検査の「11」ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）もしくは「38」グロブリンクラス別ウイルス抗体価におけるサイトメガロウイルスを対象とした検査又は「39」サイトメガロウイルス抗体を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定できます。</p>